

模範定款例 改正のポイント

1. 改正対象

- ① 森林組合模範定款例（事務次官通知）
- ② 生産森林組合模範定款例（事務次官通知）
- ③ 森林組合連合会模範定款例（事務次官通知）

2. 改正内容

(1) 会社法改正（令和元年12月11日公布）に伴う改正

※ 電子提供措置を導入する系統のみが改正を行う。

・電子提供措置をとる旨の定め（新設・選択的記載）（組§44、生§39、連§45）

組合は、組合が行う総会参考書類、議決権行使書面及び決算関係書類の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることができる（森林組合法第60条の3の2及び同法第100条第2項において準用する会社法第325条の2）。同条では「この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。」と規定。

なお、森林組合法第100条第2項において会社法第325条の2を、森林組合法第109条第3項において森林組合法第60条の3の2を準用しているため、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会のいずれの定款例においても、選択的規定として新設する。

・電子提供措置をとる場合に農林水産省令で定める事項を書面交付請求により交付する書面に記載することを要しない旨の定め（新設・選択的記載）（組§44、生§39、連§45）

組合は、電子提供措置事項のうち農林水産省令で定める事項について、書面交付請求により交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができる（森林組合法第60条の3の2及び同法第100条第2項において準用する会社法第325条の5第3項）。

なお、森林組合法第100条第2項において会社法第325条の5第3項を、森林組合法第109条第3項において森林組合法第60条の3の2を準用しているため、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会のいずれの定款例においても、選択的規定として新設する。

(2) その他の改正

（森林組合模範定款例）

§10、20、38、43、47、54、附属書森林組合役員選挙規程例、附属書森林組合役員選任規程例

（生産森林組合模範定款例）

§19、41、46、附属書生産森林組合役員選挙規程例の特例（§7、10）、附属書生産森林組合役員選任規程例（§1）

（森林組合連合会模範定款例）

§20、38、44、48

3. 施行期日

- (1) 令和4年9月1日
- (2) 通知の日から